

審判報告書（重要事項）

大会名

正式名称及び何回戦、何節かを記入

試合時間

90・70など 分

延長戦

20・10など

試合

トーナメント表の左チーム
リーグ戦表の上のチーム

対

トーナメント表の右チーム
リーグ戦表の下のチーム

日時 2007年 4月 24日

退場、その他の重要事項についての詳細

54分A高等学校10番苫小牧●●選手が、味方からパスをもらい自分でドリブルしてシュートを打とうとした瞬間、B高等学校2番苫高●●選手が、側方よりそのボールに対しタックルした。その時ファウルはなかった。苫小牧●●選手は倒れ、ボールはB高等学校4番北高●●選手に渡った。苫小牧●●選手は、反則であるという態度を取ったが、笛が吹かれないとすぐに起き上がり、ボールを追いかけ後方から北高選手の足へ激しくタックルをし、北高選手を倒したため、競技規則第12条退場となる反則1の「著しく不正なプレー」により退場を命じました。なお、苫小牧選手は退場する際に私に向かって「最初のタックルの方がファウルだろう」と激しく詰め寄ってきたのでB高校の他の選手とA2の□□氏が止めに入り苫小牧選手は退場しました。苫小牧選手にはその行為も退場に該当する旨を伝えましたので報告いたします。

第4の審判員が試合中、主審・副審の気づかなかった選手の重大な不正行為（退場に値するような）を確認したときは、第4の審判員が重要事項報告書の書式で報告書を提出する。この場合はそのことを主審・副審にも報告しておく必要がある。

警告・退場の欄も含め記入の際、起こった事実と判定とが矛盾するような書き方をしてはいけない。たとえば、反スポーツ行為で退場させたとか、相手を殴った乱暴な行為に対して警告を与えたなどである。また、主審の感情の含まれた書き方をしてはいけない。事実間違いがないよう、ハーフタイムや試合後に時間や番号、選手名や起きた事実と判定などについて、副審・第4審判員の記録と照合してから記入する。

その他、試合中であるとその前後であるを問わず、またフィールドの内外を問わず、観客・役員・競技者・交代要員などによる不正行為や不当な行動、及びフィールドの施設の不備などがあつた場合は、その後に主管協会が適切な処置を取れるよう具体的にその事実を報告しなければならない。

以上の通り報告いたします。

2007年 4月 24日

主審署名